

第4章 災害復旧計画

大規模災害の発生は、多数の生命や身体に危害を与えるだけでなく、住居、家財の喪失、環境破壊などをもたらし、市民を極度の混乱に陥れることになる。そのため、このような混乱状態を解消し、早期に人心の安定と社会秩序の維持を図るために、被災者の生活安定、社会経済活動の早期回復に万全を期するものとする。

第1節 公共施設災害復旧事業計画（共通）

第1項 基本方針

○公共施設の災害復旧にあたっては、原形復旧にとどまらず、再度災害防止の観点から可能な限り改良復旧をおこなうものとする。

第2項 実施責任

健康福祉部・産業部・都市整備部・上下水道部・教育委員会・市立病院

第3項 対策

1 公共土木施設災害復旧事業計画

(1) 河川災害復旧事業計画

市民の生命、財産を守るための河川の災害復旧は、二次災害をまねくおそれもあることから、必要に応じて応急復旧工事に努めるほか、原形復旧に止まらず、将来計画に整合した復旧に努める。

また、河川の改修事業等は、国の施策、住民のニーズ等より多自然川づくりを強く求められることから、災害復旧工事についても多自然工法を進んで採用していく。

(2) 砂防災害復旧事業計画

河川上流部から土砂礫の流出が下流部の災害発生原因となっており、砂防施設は治山治水対策の基本となるものである。従って、河川上流部地域の砂防設備については、再度同様な災害を被らない強度を有する工夫をもって復旧工事が行えるよう管理者と連携を図り、事業を促進していく。

(3) 道路災害復旧事業計画

産業経済の動脈であるとともに地域住民の生活基盤となっている道路の災害復旧は、最も急を要するので、被災後直ちに応急復旧工事に着手し、交通の確保に努めなければならない。近時の自動車交通量の増加に伴い、その重要性も増大する傾向にあるので、自然災害の防除と併せて交通安全の見地からみた工法によって積極的に早期復旧を進めるものとする。橋りょうについても洪水流量の流下能力の増大を図るとともに、永久橋を主眼とした復旧を促進する。

(4) 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画

治山事業による林地荒廃防止施設が被災した場合には、県と連携し、即刻調査のうえ計画的に従前の機能回復のための復旧工事を県に要望する。なお、必要な場合は県等の応急工事による対策を進める。

(5) 下水道災害復旧事業計画

下水道における各施設について災害が発生した場合は、雨水、汚水の疎通に支障がないよう速やかに応急復旧を行い、平常時の機能を維持するよう努める。なお、復旧には、平常時から諸資機材

の整備点検を行い、災害に対する応急措置ができるようになるとともに、被害場所については施設の補強を図り被害の軽減に努めるものとする。

(6) 水道災害復旧事業計画

水道施設に災害が発生した場合は、速やかに応急復旧を行い、安定給水に努める。

2 農林水産施設災害復旧事業計画

(1) 農地農業用施設災害復旧計画

本市における農地の災害は、河川やため池の氾濫越流や堤防決壊に起因した表土の流失又は水とともに押し流された土砂の埋積、がけ崩れによって生じる農地の壊滅があげられる。又、農業用施設の災害は、用排水路の決壊、かんがい用井堰の流失、ため池堤防及び農道の決壊等である。農地農業用施設の災害については、現在までに原形復旧に重点をおいて復旧がなされていたが、投資効果を十分發揮するうえからも、今後は、更に被災の原因をよく探求して災害を繰り返さないように計画にあたる必要がある。なお、農業基盤整備事業として、ため池等整備事業を積極的に推進し、災害を未然に防止する方策を講じる必要がある。

(2) 林道災害復旧計画

林道は、林産物搬出施設としてはもちろん、林業経営の基盤をなす以外に山村の経済、文化及び交通等を左右する道路として、その価値は極めて大きい。従って、林道の被災による交通途絶は、林業経営に支障を及ぼすほか、山村住民の生活に影響することが大きいので、被災箇所の早期復旧によって安全堅牢な林道に復旧する必要がある。特に最近の車両の大型化、集中豪雨の多発等を考慮し、原形復旧のみでは再度災害のおそれがあるものについては、各被災路線の性格に応じた適切な復旧を計画推進する。

(3) 農林水産施設災害復旧計画

農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、生産森組合又は森林組合連合会及びその他営利を目的としない法人の所有する倉庫、加工施設、共同作業場並びにその他の農林水産業者の共同利用に供する施設で、政令に定められたものが、1箇所40万円以上の災害を受けた場合は、国庫補助を得て災害復旧の促進を図る。(農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律)

3 社会福祉施設災害復旧事業計画

(1) 社会福祉事業を行う関係施設

ア 地方公共団体の設置に係るもの。

イ その他のものの設置に係るものが激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)による激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定等がなされた当該災害により全壊、全焼、流失、半壊及び床上浸水等著しい損害を受けその復旧に多額の経費を必要とする場合に特別の財政援助をするものとする。

ウ 前記(1)のイに規定するその他のものが設置し経営する社会福祉事業施設が(1)のイに規定する災害により著しい損害を受ける場合、その復旧援助については必要に応じ三重県共同募金会より更に若干の財政援助をするものとする。

4 学校教育施設災害復旧事業計画

日常多数の児童生徒等を収容する学校施設の被災は、その生命保護並びに正常な教育実施のいずれの観点からみても迅速、かつ適切に復旧しなければならない。特に、学校施設は非常災害時において、地域住民の避難所となっているが、復旧計画の樹立にあたっては、次の点に留意する。

(1) 災害の原因を究明し再度の災害を防止するため、必要に応じ改良復旧に努めるとともに災害防止施設も併せて実施するよう考慮する。

- (2) 災害防止上特に必要があれば設置個所の移転等についても検討する。
- (3) 市立学校の災害復旧については、以上の指導を行うほか、市教育委員会の要請があれば技術指導を併せて行う。
- (4) 公立学校施設の災害復旧については、公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和28年法律第247号）の規定に基づき復旧計画を推進する。

5 公立医療施設病院等災害復旧事業計画

- (1) 公共病院診療所施設災害復旧事業

公共の病院、診療所の災害については、起債対象事業として復旧を図る。なお、起債の元利償還金については、普通地方交付税に算入されるものである。

- (2) 指定医療機関災害復旧計画

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に定める指定医療機関の指定病床の災害については、迅速に対応し、応急復旧を図るが、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」の適用がなされた場合においては、これにより措置する。

第2節 財政金融計画（共通）

第1項 基本方針

- 災害予防、災害応急対策及び災害復旧等の防災行政の実施は、国及び地方を通ずる関係機関等のすべてが、それぞれの立場において分任するものであるから当然それに要する費用はそれぞれの機関が負担する。
- しかし、これに固執することは、地方財政を混乱せしめ、ひいては国の円滑な財政運営を阻害するおそれがあるので、法令に基づき、又は予算上の措置により、財政負担の適正化のため所要の措置を講ずる。

第2項 実施責任

企画財政部

第3項 対 策

1 費用の負担者

(1) 災害予防及び災害応急対策に要する費用

災害予防及び災害応急対策に要する費用は、法令に特別の定めがある場合又は予算の範囲内において特別の措置が講じてある場合を除き、その実施責任者が負担するものとする。

(注) 法令に特別の定めがある場合

ア 災害救助法 第36条

イ 水防法 第44条

ウ 災害対策基本法 第94条、第95条

エ 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第62条

(2) 応援に要した費用

他の地方公共団体の応援を受けた場合に、市は当該応援に要した費用を負担しなければならない。ただし、当該費用を支弁するいとまがないときは、一時繰替え支弁を求めることができる。

(3) 知事の指示に基づいて市長が実施した費用

知事の指示に基づいて市長が実施した応急措置のために要した費用及び応援のために要した費用のうちで指示又は応援を受けた市に負担させることが困難又は不適当なもので法施行令第39条で定めるものについては、国がその一部を負担する費用を除いて政令で定めるところによって、県が一部又は全部を負担する。

その負担率については、法施行令第40条の規定により、負担させることが不適當と認められるもののうち、市が区域内で実施した応急措置のために要する費用についてはその3分の2を、応援のために要した費用を負担することが困難なものについてはその全部を県が負担する。

2 国が負担又は補助する範囲

(1) 災害応急対策に要する費用

災害応急対策に要する費用については、法令で定めるところにより、又は予算の範囲内において国がその全部又は一部を負担し、又は補助する。

(2) 非常災害対策本部長又は緊急災害対策本部長の指示に基づく応急措置に対する費用

非常災害対策本部長又は緊急災害対策本部長の指示に基づいて市長が実施した応急措置のた

めに要した費用のうちで、当該市に負担させることが困難又は不適当なもので政令で定めるものについては、政令で定めるところにより、国がその全部又は一部を補助する。補助率については、応急措置内容その他の事情によりその都度決定される。

(3) 災害復旧事業費等

災害復旧事業その他災害に関連して行われる事業に要する費用は、別に定めるところにより、又は予算の範囲内で国がその全部又は一部を負担し、又は補助する。

(4) 激甚災害の応急措置及び災害復旧に関する経費

国は著しく激甚である災害が発生した場合は、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に規定されている事業に対し援助する。激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の対象となる事業は次のとおりである。

なお、昭和43年11月22日、中央防災会議において、局地激甚災害指定基準が決定され、これが局地激甚災害指定基準要綱により特定の市町に係る局地的災害についても「激甚災害に対処するための特別の財政援助に関する法律」第2条にいう激甚災害とされる。

ア 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- (ア) 公共土木施設災害復旧事業
- (イ) 公共土木施設災害関連事業
- (ウ) 公立学校施設災害復旧事業
- (エ) 公営住宅災害復旧事業
- (オ) 生活保護施設災害復旧施設事業
- (カ) 児童福祉施設災害復旧事業
- (キ) 老人福祉施設災害復旧事業
- (ク) 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業
- (ケ) 障害者支援施設等災害復旧事業
- (コ) 婦人保護施設災害復旧事業
- (サ) 感染症指定医療機関災害復旧事業
- (シ) 感染症予防事業
- (ス) 堆積土砂排除事業
- (セ) 湛水排除事業
- (ソ) 養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム災害復旧事業

イ 農林水産業に関する特別の助成

- (ア) 農地、農業用施設、林道の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
- (イ) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- (ウ) 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
- (エ) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する特例
- (オ) 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
- (カ) 土地改良区等の行う湛水排除事業等に対する補助

ウ 中小企業に関する特別の助成

- (ア) 中小企業信用保険による災害関係保証の特例措置
- (イ) 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間の延長
- (ウ) 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還の免除（都道府県の措置）
- (エ) 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

エ その他の特別の財政援助及び助成

- (ア) 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- (イ) 私立学校施設災害復旧事業に対する補助

- (ウ) 日本私立学校振興・共済事業団による被災私立学校施設の災害復旧に必要な資金の貸付
- (エ) 市が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
- (オ) 母子及び寡婦福祉資金に関する国の貸付けの特例
- (カ) 水防資材費の補助の特例
- (キ) り災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
- (ク) 公共土木施設、公立学校施設、農地、農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助
- (ケ) 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

3 起債の特例

- (1) 地方税、使用料、手数料、その他の徴収金で自治省令で定めるものの当該災害のための減免で、その程度及び範囲が被害の状況を照らし相当と認められるものによって生じる財政収入の不足を補う場合
- (2) 災害予防、災害応急対策又は災害復旧で、総務省令で定めるものに通常要する費用で当該地方公共団体の負担に属するものの財源とする場合
- (3) 上記(1)・(2)の場合において、災害対策基本法施行令第43条に定める地方公共団体は、激甚災害が発生した場合は、その発生した日に属する年度に限り地方財政法第5条の規定にかかわらず地方債をもってその財源とすることができます。

4 国の補助を伴わない災害復旧事業に対する措置

激甚災害の復旧事業費のうち、地方公共団体の単独事業の経費が著しく過重と認められる場合は、別に法律で定めるところにより、災害復旧事業費の財源に充てるため特別の措置を講ずることができる。

第3節 中小企業振興対策（共通）

第1項 基本方針

- 被災した中小企業の自立を支援する。

第2項 実施責任

産業部

第3項 対 策

- (1) 災害時に被災中小企業者のため、県農水省工部金融室に要請し、商工会議所等と協力して、各種融資相談に応じる。また、必要に応じて現地に融資相談所を設ける。
- (2) 災害復旧資金については、県の金融制度の優先的な貸出措置を講ずるほか、政府系中小企業金融機関(国民生活金融公庫、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫)への積極的な融資紹介等を行う。
- (3) 融資を受けるにあたっては、政府系中小企業金融機関とともに、民間金融機関の銀行、信用金庫及び信用組合に申込むよう指導するが、この際、信用力、担保力の不足を補うため、信用保証協会による特別保証措置を講ずる。
- (4) これら金融機関の貸付資金の調達支援を図るため、県の補助事業等を効率的に行う。
- (5) 災害救助法適用以上の災害に対する援助措置

ア 融資措置

- (ア) 日本政策金融公庫特別貸付制度災害貸付制度
- (イ) 商工組合中央金庫特別貸付制度災害復旧資金貸付制度
- (ウ) セーフティネット資金（県、信用保証協会、民間金融機関）

イ 保証措置

信用保証協会災害関係保証

（注：融資措置に関しては既貸付分とは別枠）

第4節 農林業経営の安定策（共通）

第1項 基本方針

○被災農林業者等の自立を支援する。

第2項 実施責任

産業部

第3項 対 策

1 日本政策金融公庫資金

被災農林業者等に対し、農林業の生産力維持増進施設等の災害復旧時に必要な長期かつ低利の資金を日本政策金融公庫資金が融通するものとする。

(1) 農業関係

- ア 農業基盤整備資金
- イ 農業経営基盤強化資金
- ウ 農林漁業セーフティネット資金
- エ 農林漁業施設資金

(2) 林業関係

- ア 林業基盤整備資金（造林、復旧造林、樹苗養成施設）
- イ 林業基盤整備資金（林道）
- ウ 林業経営安定資金（林業経営維持資金）
- エ 農林漁業施設資金（共同利用施設、主務大臣指定施設）

2 天災融資法による災害経営資金

暴風雨及び豪雨等により農林業者等が被害を受けた場合、国県及び市が農協系金融機関や銀行等に対し利子補給を行い、再生産確保のための経営資金等を融資するものとする。

なお、本法の適用は、天災の被害程度に応じその都度政令で指定する。

第5節 被災者の生活確保（共通）

第1項 基本方針

- 災害時の混乱状態を解消し、早期に人心の安定と社会秩序の回復を図る。
- 被災者の生活の安定、社会経済活動の早期回復を図る。

第2項 実施責任

市民部・健康福祉部・産業部・都市整備部

第3項 対 策

1 生活確保に関する計画

災害を受けた地域の民生を安定させるため、生活福祉資金、母子福祉資金の貸付、被災者に対する職業のあっせん、租税の徴収猶予及び減税、簡易保険、郵便年金契約者に対する非常貸付、郵便貯金者に対する非常払渡し、住宅資金貸付、生活必需物資、災害復旧用資機材の確保等に関する対策を講ずるものとする。

（1）生業資金等の貸付

ア 災害救助法による生業資金の貸付

り災者のうち、生活困窮者等に対する事業資金その他の少額融資は、本計画によるものとする。

（ア）対象者

住家が全壊（焼）又は流失し、生業の手段を失った世帯で、次の各号に該当する者に対して行う。

a 小資本で生業を営んでいた者であること。

b 蓄積資金を有しないこと。

c 主として家族労働によって生業を維持している程度の者であること。

d 生業の見込みが確実であって、具体的な事業計画を有し、かつ償還能力のある者であること。

（イ）貸付限度額

a 生業費 30,000円

b 就職支度費 15,000円

イ 生活福祉資金の貸付

（ア）貸付の対象

低所得世帯、障害者世帯及び高齢者世帯とする。ただし、障害者世帯に対し貸し付ける資金の種類は、福祉資金、住宅資金及び医療介護資金に限るものとする。

（イ）借入の手続

貸付を受けようとする者は、借入申込書（市社会福祉協議会に備え付けられている）をその居住地を担当する民生委員、児童委員を通じ、市社会福祉協議会を経由して、三重県社会福祉協議会に提出するものとする。

（ウ）貸付金の種類

a 更生資金

b 福祉資金

- c 修学資金等
- d 療養介護等資金
- e 災害援護資金
- f 離職者支援資金
- g 長期生活支援資金
- h 要保護世帯向け長期生活支援資金

※災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金の貸付対象になる世帯は、原則として災害援護資金及び住宅資金の貸付対象にならない。

ウ 母子及び寡婦福祉資金の貸付

(ア) 貸付の対象

配偶者のない女子であって、現に児童（20歳未満の者）を扶養している者及び「母子及び寡婦福祉法」の対象となっている寡婦等。ただし、現に扶養する子等のない寡婦及び40歳以上の配偶者のない女子の場合は、前年度所得が政令で定める額以下の者を原則とする。

(イ) 借入の手続

貸付を受けようとする者は、貸付申請書（市役所に備え付け）に関係書類を添付して、市を経由して県に申請する。

(ウ) 貸付金の種類

- | | |
|------------|----------|
| a 事業開始資金 | b 事業継続資金 |
| c 住宅資金 | d 技能習得資金 |
| e 生活資金 | f 就職支度資金 |
| g 修学資金 | h 転宅資金 |
| i 就学支度資金 | j 修業資金 |
| k 医療介護資金 | l 結婚資金 |
| m 特例児童扶養資金 | |

エ 恩給担保貸付金

(ア) 借入の手続

貸付を受けようとする者は、貸付申込書（日本政策金融公庫に備え付け）に証書及び貸付証明書を添付して、日本政策金融公庫に提出するものとする。

(イ) 貸付金の限度、期間等

- a 貸付額
恩給年額の3倍以内の額、ただし、最高は 2,500,000円とする。
- b 償還期限
3年以内
- c 利率
年1.3%

（2）被災者に対する職業斡旋等

ア 通勤地域における適職求人の開拓

- (ア) 職業転職者に対して常用雇用求人開拓を実施する。
- (イ) 復旧までの間の生活確保を図るため、日雇求人の開拓を実施する。

イ 巡回職業相談所、臨時相談所の開設

- (ア) 災害地域を巡回し、就職相談を実施する。
- (イ) 収容場所に臨時相談所を設け、就職相談を実施する。

ウ 「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」の適用により雇用保険求職者給

付を行う。

(3) 租税の徵収猶予及び減免等

災害による被害者の納付すべき租税の徵収猶予及び減免を行って、被害者の生活の安定を図る。

ア 市税の減免及び期限延長

被災者の市民税及び固定資産税等の減免、徵収猶予並びに納期等の延長については、名張市税条例の定めるところに従って、救済を図るものとする。

イ 国税の徵収猶予及び減免等

(ア) 災害等による期限の延長

国税通則法（昭和37年法律第66号）第11条の規定に基づき、災害により国税に関する法律の定めるところによる申告、申請、請求、届出その他書類の提出、納付又は徵収に関する期限までにこれらの行為をすることができないものと認めるとき、国税庁長官、国税局長及び税務署長は、当該期限を延長することができる。

(イ) 災害被害者に対する租税の減免及び徵収猶予等

「災害被害者に対する租税の減免及び徵収等に関する法律」（昭和22年法律第175号）の規定に基づき、震災、風水害、落雷、火災その他これに類する災害による被害者の納付すべき国税の軽減若しくは免除、その課税標準の計算若しくは徵収の猶予又は災害を受けた物品について納付すべき国税の徵収に関する特例については、他の法律に特別の定めのある場合を除いてこの法律の定めるところによる。

ウ 県税の減免及び期限延長

(ア) 県税の減免

災害が発生した場合において必要があると認めるときは、被災納税者に対する県税の減免を行うものとする。なお、災害が広範かつ大規模にわたる場合は、県税の減免に関する単独条例を制定して被災納税者の救済を図るものとする。

(イ) 各種期限の延長広範囲にわたる災害が発生し、交通又は通信等が途絶した場合等においては、

被災地域内における県税の納税者について、県税の納付又は納付期限及び申請又は申告に係る書類の提出期限を延長するものとする。

(4) 金融対策

ア 東海財務局津財務事務所及び日本銀行名古屋支店は、災害発生の際、現地における災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、民間金融機関等に対し機を逸せず必要と認められる範囲内で、以下の掲げる措置を適切に講ずることを要請する。

(ア) 災害関係の融資に関する事項

災害の状況、応急資金の需要等を勘案して融資相談所の開設、審査手続きの簡便化、貸出の迅速化、貸出金の返済猶予等災害被災者の便宜を考慮した適時的確な措置を講ずること。

(イ) 預貯金の払戻及び中途解約に関する措置

a 預金通帳、届出印鑑等を焼失又は流失した預貯金者については、り災証明書の呈示あるいはその他実情に即する簡易な確認方法をもって災害被災者の預貯金払戻の利便を図ること。

b 事情やむを得ないと認められる災害被災者等に対して、定期預金、定期積金等の中途解約又は当該預貯金等を担保とする貸出に応ずる等の適宜の措置を講ずること。

(ウ) 手形交換、休日営業等に関する措置

災害時における手形交換又は不渡処分、金融機関の休日営業又は平常時間外の営業についても適宜配慮すること。また、窓口における営業ができない場合であっても、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で現金自動預払機等において預金の払戻しを行う等災害被災者の便宜を

考慮した措置を講ずること。

(エ) 営業停止等における対応に関する措置

窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底すること。

イ 東海財務局津財務事務所は、災害発生の際、現地における災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、保険会社に対し、機を逸せず必要と認められる範囲内で、以下に掲げる措置を講ずることを要請する。

(ア) 保険金の支払及び保険料の払込猶予に関する措置

生命保険金又は損害保険金の支払いについては、できる限り迅速に行うよう配慮し、生命保険料又は損害保険料の払込については、契約者のり災の状況に応じて猶予期間の延長を行う等適宜の措置を講ずること。

ウ 東海財務局津財務事務所は、災害発生の際、現地における災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、証券会社に対し、機を逸せず必要と認められる範囲内で、次の措置について適切に講ずることを要請する。

(ア) 届出印鑑喪失の場合における可能な限りの便宜措置

(イ) 有価証券喪失の場合の再発行手続きについての協力

(ウ) 被災者顧客から、預かり有価証券の売却・解約代金の即日払いの申し出があった場合の可能な限りの便宜措置

(エ) 窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等をポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知

(オ) その他、顧客への対応について十分配意すること

(5) 郵便貯金及び簡易保険業務の非常取扱い

災害時において、被災地の郵便局において、被災者の緊急な資金需要その他の被災事情を考慮し実施する。

ア 為替貯金、郵便為替、郵便振替及び年金恩給等の郵便貯金業務についての一定の金額の範囲内における非常払渡し及び非常貸付け並びに国債等の非常買取り等の非常取扱い

イ 簡易保険の保険金及び貸付金の非常即時払、保険料払込猶予期間の延伸等の非常取扱い

(6) 公営住宅の建設及び住宅金融支援機構資金の斡旋

ア 公営住宅の建設

災害により住宅を滅失又は焼失した低所得者の被害者に対する住宅対策として、県及び市は、必要に応じて公営住宅を建設し、住居の確保を図る。滅失又は焼失した住宅が、公営住宅法に定める基準に該当する場合には、市及び県は被災住宅の状況を速やかに調査して国土交通省に報告するとともに、災害公営住宅建設計画を作成し、災害査定の早期実施が得られるよう努める。

イ 住宅金融支援機構資金の斡旋

県及び市は、被災地の滅失家屋を調査し、住宅金融支援機構法に規定する災害復興住宅資金の融資適用災害に該当するときは、被災者に対し当該資金の融資が円滑に行われるよう借入手続きの指導、融資希望者家屋の被害状況調査及び被害率の認定を早期に実施して、災害復興住宅資金の借入の促進を図る。

(7) 生活必需物資・災害復旧用資機材の確保

防災に関する機関は、災害復旧にあたって被災者の生活必需物資の確保に努め、また災害復旧資機材の調達、輸送等に努めるものとする。

第6節 激甚災害の指定（共通）

第1項 基本計画

○災害の発生に伴う被害が甚大であり、激甚災害の指定を受ける必要があると考えられる場合に、速やかに所定の手続を行う。

第2項 実施責任

危機管理室・関係各部

第3項 対 策

1 激甚災害に関する調査

- (1) 市長は市の被害状況を検討のうえ、激甚災害及び局地的激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について、関係各部に必要な調査を行わせるものとする。
- (2) 市は、県が行う激甚災害及び局地的激甚災害に関する調査等について協力するものとする。
- (3) 関係各部は、激甚法に定める必要な事項を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置するものとする。

2 激甚災害指定の促進

- (1) 市長が激甚災害の指定を受ける必要があると認めたときは、激甚災害指定基準又は局地的激甚災害指定基準を十分考慮して、知事に査定事業費等を報告する。
- (2) 知事が激甚災害の指定を受ける必要があると認めたときは、関係部長の国の機関と密接な連携のうえ、指定の促進を図るものとする。

[資料]

激甚災害に係る財政援助措置の対象一覧表

1 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

(1) 公共土木施設災害復旧事業

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の規定の適用を受ける公共土木施設の災害復旧事業

(2) 公共土木施設復旧事業関連事業

前号の公共土木施設災害復旧事業のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるため、これと合併施行する公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第1条各号の施設の新設又は改良に関する事業で、国の負担割合が2/3未満のもの。(道路、砂防を除く)

(3) 公立学校施設災害復旧事業

公立学校施設災害復旧費国庫負担法の規定の適用を受ける公立学校の施設の災害復旧事業

(4) 公営住宅災害復旧事業

公営住宅法第8条第3項の規定の適用を受ける公営住宅、及び同施設の建設又は補修に関する事業

(5) 生活保護施設災害復旧事業

生活保護法第40条(地方公共団体が設置するもの)または第41条(社会福祉法人又は日赤が設置するもの)の規定により設置された保護施設の災害復旧事業

(6) 児童福祉法第35条第2項から第4項までの規定により設置された児童福祉施設の災害復旧事業

(7) 老人福祉施設災害復旧事業

老人福祉法第15条の規定により設置された養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの災害復旧事業

(8) 身体障害者更生援護施設災害復旧事業

身体障害者福祉法第27条第2項又は第3項の規定により、県又は市町が設置した身体障害者更生援護施設災害復旧事業

(9) 知的障害者援護施設災害復旧事業

知的障害者福祉法第19条の規定により県または市町が設置した知的障害者援護施設の災害復旧事業

(10) 婦人保護施設災害復旧事業。

売春防止法第36条の規定により県が設置した婦人保護施設の災害復旧事業

(11) 堆積土砂排除事業

ア 公共施設の区域内の排除事業

激甚災害に伴い公共施設の区域内に堆積した激甚法(政令)に定めた程度に達する異常に多量の泥土、砂礫、岩石、樹木等の排除事業で地方公共団体またはその機関が施行するものとする。

イ 公共施設の区域外の排除事業

激甚災害に伴い発生した堆積土砂で、市町村長が指定した場所に集積されたものまたは市町村長が、これを放置することが公益上重大な支障があると認めたものについて、市町村が行う排除事業

(12) たん水排除事業

激甚災害の発生に伴う破堤又は溢流により浸水した一団の区域について浸水面積が、引き続き1週間にわたり30ヘクタール以上に達するものの排除事業で地方公共団体が施行するもの。

2 農林水産業に関する特別の助成

(1) 農林水産の災害復旧事業に係る補助の特別措置

この特別措置は、その年に発生した激甚災害に係る災害復旧事業及び災害関連事業に要する経費の額から、災害復旧事業について、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（以下「暫定措置」という。）第3条第1項の規定により補助する額、関連事業については通常補助する額を、それぞれ控除した額に対して一定の区分に従い、超過累進率により嵩上げを行い措置する。

(2) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業の補助の特例

激甚災害を受けた共同利用施設の災害復旧について暫定措置法の特例を定め、1か所の工事費用が政令で指定される地域内の施設について1か所の工事費用を13万円に引き下げて補助対象の範囲を拡大する。

(3) 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助

(4) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置法（以下「天災融資法」という。）第2条第1項の規定による天災が激甚災害として指定された場合、次の2点の特別措置を行う。

ア 天災融資法の対象となる経営資金の貸付限度額を250万円に、政令で定める資金として貸付けられる場合の貸付限度額については600万円に引き上げ、償還期間を政令で定める経営資金について7年とする。

イ 政令で定める地域において被害を受けた農業協同組合等または農業協同組合連合会に対する天災融資法の対象となる事業運営資金の貸付限度額を引き上げる。

(5) 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助

(6) 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助

3 中小企業に関する特別の助成

(1) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特別措置

ア 激甚災害につき災害救助法が適用された地域内に事業所を有し、かつ、激甚災害を受けた中小企業者、事業共同組合等の再建資金の借入に関する保証を別枠として設ける。

イ 災害関係保証の保険についてのてん補率を100分の80とする。

(2) 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間の特例

激甚災害を受けた小規模企業者に対し、激甚災害を受ける以前において中小企業近代化資金等助成法によって貸付けた貸付金について、県は償還期間を2年以内において延長することができる。

(3) 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

(4) 中小企業者に対する資金の融通に関する特例

商工組合中央金庫の激甚災害を受けた者に対して再建資金を貸付ける。また、日本政策金融公庫においても低利融資を行う。

4 その他の財政援助及び助成

(1) 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助の対象となるものは、法第3条第1項の特定地方公共団体が設置する公民館、図書館、少年自然の家、同和対策集会所、体育館、運動場、水泳プール、その他文部科学大臣が財務大臣と協議して定める施設で、その災害の復旧に要する経費の額が一つの公立社会教育施設ごとに20万円以上が対象となる。

(2) 私立学校施設災害復旧事業に対する補助

激甚災害を受けた私立の学校の建物等の復旧に要する一つの学校の工事費の額を、その学校の児童・生徒又は学生の数で除して得た額が750円以上で、1つの学校について、幼稚園は60

万円以上、特別支援学校は 90 万円以上、小、中学校は 150 万円以上、高等学校は、210 万円以上、短大は 240 万円以上、大学は 300 万円以上の場合である。

- (3) 日本私学振興財団の業務の特例
- (4) 市町村が施行する伝染病予防事業に関する特例
- (5) 母子福祉資金に関する国の貸付の特例

国は、指定地方公共団体である県が、被災者に対する母子福祉資金の貸付金の財源として特別会計に繰り入れた 3 倍に相当する金額を、県に対して貸付ける。

- (6) 水防資材費の補助の特例

次のいずれかの地域で、建設大臣が告示する地域に補助される。

ア 県に対して補助する場合は、激甚災害に関し、県が水防のため使用した資材の取得に要した費用が、190 万円を越える県の区域。

イ 水防管理団体に対しては、激甚災害に関し、当該水防管理団体が水防のため使用した資材の取得に要した費用が、35 万円をこえる水防管理団体の区域。なお、補助率は 2/3 である。

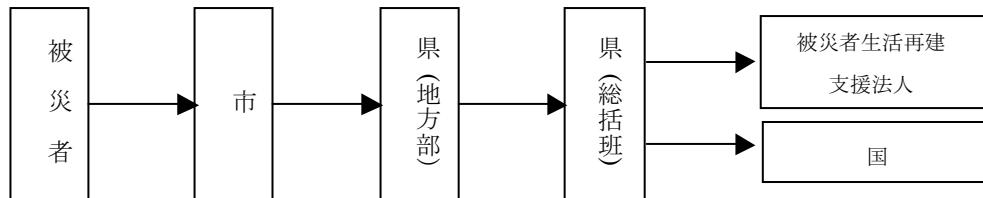
- (7) 災者公営住宅建設資金の特例
- (8) 産業労働者住宅建設資金の特例
- (9) 公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設及び小災害復旧事業に対する特別の財政援助
- (10) 雇用保険法第 10 条に規定する雇用保険の被保険者に対する失業等給付金の支給

第7節 被災者生活再建支援制度（共通）

第1項 防災目標

- 被災者生活再建支援法(平成10年5月22日法律第66号)に基づき自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、基金を活用して支援金を支給する。

[被災者生活再建支援の流れ]



第2項 実施責任

企画財政部・健康福祉部・都市整備部

第3項 対策

1 対象となる自然災害

暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、その他の異常な自然災害により生ずる被害であり、対象となる災害の程度は次のとおりである。

- (1) 災害救助法施行令第1条第1項第1号または第2号のいずれかに該当する被害が発生した市の区域にかかる自然災害
- (2) 10以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町の区域に係る自然災害
- (3) 100以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した県の区域に係る自然災害
- (4) 5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町(人口10万人未満に限る。)の区域にあって、
 (1) (2) に規定する区域内の他の市町の区域にかかる自然災害
- (5) 5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町(人口10万人未満に限る。)の区域にあって、
 (1)～(3) に規定する区域に隣接するものに限る当該自然災害
- (6) (1)(2)に規定する市町村を含む都道府県又は(3)に規定する都道府県が2以上ある場合における市町(人口10万人未満に限る。)の区域であって、5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町(人口5万人未満の市町にあっては、2以上の世帯。)の区域にかかる自然災害。

2 対象世帯と支給限度額

自然災害によりその居住する住宅が、①全壊世帯、②半壊又は敷地に被害が生じ、やむを得ず解体した世帯、③長期避難者世帯、④大規模半壊した世帯に対し、住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）と住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）を支給する。

《複数世帯の場合》

(単位：万円)

区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊世帯、半壊又は敷地に被害が生じやむを得ず解体した世帯、長期避難者世帯	建設・購入	100	200	300
	補修	100	100	200
	賃借（公営住宅以外）	100	50	150
大規模半壊した世帯	建設・購入	50	200	250
	補修	50	100	150
	賃借（公営住宅以外）	50	50	100

《単数世帯の場合》

(単位：万円)

区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊世帯、半壊又は敷地に被害が生じやむを得ず解体した世帯、長期避難者世帯	建設・購入	75	150	225
	補修	75	75	150
	賃借（公営住宅以外）	75	37.5	112.5
大規模半壊した世帯	建設・購入	37.5	150	187.5
	補修	37.5	75	112.5
	賃借（公営住宅以外）	37.5	37.5	75

3 支援金の支給申請

(申請窓口) 名張市役所

(申請時の添付書類) ①基礎支援金：り災証明書、住民票 等
②加算支援金：契約書（住宅の購入、賃借等） 等(申請期間) ①基礎支援金：災害発生日から 13 月以内
②加算支援金：災害発生日から 37 月以内

4 被害認定

住宅の被害認定は、「災害の被害認定基準について」（平成 13 年 6 月 28 日内閣府政策統括官（防災担当）通知）、「浸水等による住宅被害の認定について」（平成 16 年 10 月 28 日内閣府政策統括官（防災担当）通知）により名張市が行う。

5 広報の方法

被害を受けた世帯に対する広報は、避難所及び区・自治会掲示板等へ掲示するなどとともに、市に相談窓口を設置し積極的に行うものとする。